

11

各種申込

11 各種申込

1 解説

この章は、給水装置工事に関連する各種申込みについて記載し、スムーズな事務手続きを実現する。

2 給水装置の新設等の申込

給水条例第5条

給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところによりあらかじめ企業長に申込みその承認を受けなければならない。

3 給水装置工事に関連する各種申込み

申込者は、工事に関連する書類を企業団に提出すること。下記に各種申請時に提出が必要な書類を記載する。なお、提出書類に関しての詳細事項は、都度確認すること。

4 各種申込みカテゴリー

- (1) 給水装置工事申請（新設・改造）関係
- (2) 給水装置工事申請（更正・取消）関係
- (3) 給水装置工事申請（貯水槽及び高置水槽式給水）関係
- (4) 3階建て建物への直結直圧給水事前協議関係
- (5) 直結増圧式給水事前協議関係
- (6) 道路及び水路の占用申請関係
- (7) 着工関係
- (8) 量水器出庫関係
- (9) 竣工検査関係
- (10) 開発水利用計画申請関係
- (11) 給水装置先行取出工事申請関係
- (12) 給水装置先行取出工事竣工検査関係
- (13) 舗装本復旧関係
- (14) 特定集団住宅等関係
- (15) 指定給水装置工事事業者関係

5 給水装置工事申請（新設・改造）に関する書類（各一部）

- (1) 給水装置工事申込書【施行規則第1号様式（第2条関係）】
- (2) 建築確認済証
- (3) 公函（写）
- (4) 土地謄本
- (5) 建物謄本
- (6) 売買契約書

- (7) 給水装置所有者変更届【施行規則第9号様式（第12条関係）】
- (8) 確約書【指針第1号様式】
 - ※公道等の本復旧工事が生じる場合
- (9) 道路占用図面
 - ※新規給水管引込が生じる場合
- (10) 加入者分担金減免申請書【施行規則第3号様式（第9条関係）】
- (11) 建築物移転証明書
 - ※土地区画整理事業による場合
- (12) 仮換地証明書・保留地証明書
 - ※土地区画整理事業による場合
- (13) 開発行為等協議済書
 - ※工事用申請時
- (14) 給水管口径決定計算書
- (15) 水利計算書
- (16) 埋設承諾書【指針第2号様式】
- (17) 誓約書等
- (18) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。
- (19) 上記、(3)(4)(5)(6)(14)(15)(16)(17)の書類については、事前に必要有無を企業団に確認すること。

6 給水装置工事申請（更正・取消）に関する書類

- (1) 給水装置工事申込事項更正申請書【指針第3号様式】
- (2) 給水装置工事申込事項取消申請書【指針第4号様式】
- (3) 更正後給水装置設計図
- (4) 納付書の原本
 - ※入金済みの場合は、お客様控え（1/4）（写）

7 給水装置工事申請（貯水槽式給水）に関する書類

- (1) 貯水槽・高置水槽の維持管理届【指針第5号様式】
- (2) 貯水槽管理台帳届出書【指針第6号様式】
- (3) 貯水槽有効容量計算書
- (4) 貯水槽仕様書
- (5) その他給水装置工事の申請に関する書類一式

8 3階建て建物への直結直圧給水事前協議に関する書類

- (1) 3階建て建物への直結直圧給水事前協議書【3直施行基準第1号様式】
- (2) 案内図
- (3) 建築配置図
- (4) 給水管系統図（平・立面図）
- (5) PS平立面図
- (6) 水圧測定表

- (7) 誓約書【3直施行基準第2号様式】
- (8) 水質試験結果
※受水槽から3直結給水へ切替時
- (9) 3階建て建物への直結直圧給水事前協議事項更正申請書【指針第7号様式】
- (10) 3階建て建物への直結直圧給水事前協議事項取消申請書【指針第8号様式】

9 直結増圧式給水事前協議に関する書類

- (1) 直結増圧式給水事前協議書【増圧施行基準第1号様式】
- (2) 案内図
- (3) 建築配置図
- (4) 給水管系統図（平・立面図）
- (5) PS平立面図
- (6) 水圧測定表
- (7) 誓約書【増圧施行基準第2号様式】
- (8) 水利計算書
- (9) 耐圧試験写真
※受水槽から増圧式給水へ切替時
- (10) 水質試験結果
※受水槽から増圧式給水へ切替時
- (11) 直結増圧式給水事前協議事項更正申請書【指針第9号様式】
- (12) 直結増圧式給水事前協議事項取消申請書【指針第10号様式】

10 道路及び水路等の占用申請に関する書類

（越谷市）

- (1) 道水路占用許可申請書（越谷市）一式
- (2) 道水路占用料減額（免除）申請書【第3号様式（第7条）】
- (3) 道水路占用手続委任書【指針第11号様式】
- (4) 道水路占用申請図面（3部）【指針第12号様式】
- (5) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。

（松伏町）

- (1) 道水路占用許可申請書（松伏町）一式
- (2) 道水路占用手続委任書【指針第11号様式】
- (3) 道水路占用申請図面（3部）【指針第12号様式】
- (4) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。

（埼玉県）

- (1) 掘削予定位置写真（3部） ※カラー写真提出
- (2) 道路保安図面（3部）
- (3) 道水路占用手続委任書【指針第11号様式】
- (4) 道水路占用申請図面（3部）【指針第13号様式】
- (5) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。

(国) 詳細は、大宮国道事務所 春日部国道出張所へ確認すること。

- (1) 案内図
- (2) 位置図
- (3) 工事箇所写真 ※カラー写真提出
(道路幅員・ガス管・下水道管・配水管・雨水管の位置及び離隔・掘削範囲記入)
- (4) 断面図
- (5) 工事概要
- (6) 事前協議議事録
- (7) 占用工事競合調書
- (8) 調査結果報告書(電気・NET・ガス・下水道・上水道・その他埋設物)
- (9) 道水路占用手続委任書【指針第 11 号様式】
- (10) 道水路占用申請図面(平面図・断面図)【指針第 13 号様式】
- (11) 仮復旧保安施設設置図
- (12) 本復旧保安施設設置図
- (13) 道路復旧組成図(仮復旧・本復旧)
- (14) 工程表
- (15) 関係各署連絡先

(河川)

- (1) 申請現場写真 ※カラー写真提出
- (2) 道水路占用手続委任書【指針第 11 号様式】
- (3) 河川占用申請図面(断面図・平面図)【指針第 14 号様式】
- (4) 保全区域内平面配管図
- (5) 工事保安図
- (6) 保全区域内測量図面
- (7) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。

11 着工時の申請に関する書類

- (1) 給水装置工事着工届【指定工事業者規程第 7 号様式(第 15 条関係)】
- (2) 道路使用許可書
- (3) 道路占用図面
※申請許可済の図面

12 量水器の出庫に関する書類

- (1) 給水契約申込書(一般・特住・再開)【施行規則第 2 号様式(第 8 条関係)】
- (2) 給水装置工事竣工届【指定工事業者規程第 8 号様式(第 16 条関係)】
- (3) 共同住宅部屋割り図(共同住宅の場合)

13 工事検査に関する書類

- (1) 給水装置工事着工届【指定工事業者規程第 7 号様式(第 15 条関係)】
- (2) 給水装置工事竣工図【指針第 15 号様式】
- (3) 給水装置工事竣工チェックリスト【指針第 16 号様式】

- (4) 給水分岐工事写真【指針第 17 号様式】

14 開発水利用計画申請に関する書類

- (1) 開発水利用計画書【指針第 18 号様式】
- (2) 案内図
- (3) 公図（写）
- (4) 道路部分の土地謄本（要約書可）
- (5) 配置図
- (6) 区画割図
- (7) 建物の平・立面図
- (8) 消防署との協議書（協議がある場合）
- (9) 給水管口径決定計算書
- (10) 貯水槽容量の計算書
- (11) 配管系統図（設備図）
- (12) 開発水利用計画書取消申請書【指針第 19 号様式】
- (13) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。

15 給水装置先行取出工事申請に関する書類（各一部）

- (1) 給水装置先行取出工事申込書【指針第 20 号様式】
- (2) 【越谷市】
 - (ア) 開発行為等計画届、開発行為等事前協議証、開発行為許可通知書のいずれかの写し
 - (イ) 公共施設整備等協定書（写）（前面の公道等整備がある場合）
 - (ウ) 道路位置指定通知書（写）（新設道路の築造時）
- (3) 【松伏町】
 - (ア) 松伏町宅地開発指導要綱協議書（写）又は開発行為許可通知書（写）
 - (イ) 公共施設の管理に関する協定書（写）（前面の公道等整備がある場合）
 - (ウ) 道路位置指定通知書（写）（新設道路の築造時）
- (4) 案内図
- (5) 公図（写）
- (6) 給水装置先行取出工事使用材料表【指針第 21 号様式】
- (7) 給水装置先行取出工事設計図【指針第 22 号様式】
- (8) 確約書【指針第 1 号様式】
- (9) 道路占用図面（写）
- (10) 無償譲渡申込書【指針第 23 号様式】
- (11) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。

16 給水装置先行取出工事検査に関する書類

- (1) 給水装置工事竣工届【指定工事業者規程第 8 号様式（第 16 条関係）】
- (2) 給水装置先行取出工事竣工図【指針第 24 号様式】
- (3) 給水分岐工事写真【指針第 17 号様式】

- (4) 給水装置先行取出工事竣工チェックリスト【指針第 25 号様式】

17 舗装本復旧着工届に関する書類

- (1) 舗装本復旧着工届【指針第 26 号様式】
- (2) 案内図
- (3) 誓約書【指針第 27 号様式】
- (4) 施工箇所一覧【指針第 28 号様式】
- (5) 舗装復旧施工票【指針第 29 号様式】
- (6) 道路使用許可申請書
- (7) 一般建設業の許可

18 舗装本復旧完了届に関する書類

- (1) 舗装本復旧工事竣工届（検査願）【指針第 30 号様式】
- (2) 施工箇所一覧【指針第 28 号様式】
- (3) 舗装本復旧工事写真【指針第 31 号様式】
- (4) 舗装復旧施工票【指針第 29 号様式】

19 特定集団住宅等の認定・解除に関する書類

- (1) 特定集団住宅等の認定申請書【特住規程第 1 号様式（第 4 条関係）】
- (2) 特定集団住宅等の認定解除申出書【特住規程第 4 号様式（第 12 条関係）】
- (3) 特定集団住宅等所有者変更届【特住規程第 3 号様式（第 7 条関係）】
- (4) 無償譲渡申込書【指針第 32 号様式】
- (5) 土地謄本（要約書可）
- (6) 公 函（写）
- (7) 各書類の部数・その他必要書類については、事前に確認すること。
- (8) 上記、(4)(5)(6)の書類については、事前に必要有無を企業団に確認すること。

20 指定給水装置工事事業者の認定に関する書類

（新規指定）

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請【指定工事業者規程第 1 号様式（第 4 条関係）】
 - ※1 登記簿謄本に記載のある住所を記載すること。
 - ※2 代表者印を押印のこと。
- (2) 誓約書【指定工事業者規程第 2 号様式（第 4 条、第 7 条関係）】
 - ※1 登記簿謄本に記載のある住所を記載すること。
 - ※2 代表者印を押印のこと。
- (3) 機械器具調書【指定工事業者規程別表（第 4 条関係）】
- (4) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- (5) 個人にあってはその住民票の写し
- (6) 選任した給水装置工事主任技術者免状（写）又は給水装置主任技術者証明書（写）
 - ※1 免状（写）に「原本と相違ありません。」と記載し、代表者印を押印のこと。
- (7) 機械器具、会社の外観等の写真

※1 機械器具の種類毎にカラー写真による提出。

(8) 案内図

(事業者名・住所変更)

- (1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
【指定工事事業者規程第4号様式(第7条関係)】
- (2) 登記簿謄本
- (3) 指定給水工事事業者証(原本)
- (4) 定款

(事業者廃止・休止・再開)

- (1) 指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書
【指定工事事業者規程第5号様式(第7条関係)】
- (2) 指定給水工事事業者証(原本)

(給水装置工事主任技術者の変更)

- (1) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
【指定工事事業者規程様式第6号(第12条関係)】
- (2) 選任した給水装置工事主任技術者免状(写)又は給水装置主任技術者証明書(写)

※1 免状(写)に「原本と相違ありません。」と記載し、代表者印を押印のこと。